

三次市教育委員会議案第 3 4 号

三次市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

三次市立学校職員服務規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 3 項を加える。

- 2 職員は，出張をするときは，旅行命令簿（様式第 1 3 号）により事前に所属長の承認を得なければならない。
- 3 職員は，出張中に用務の都合，病気その他やむを得ない事由により予定を変更する必要がある場合は，速やかに所属長に報告し，承認を得なければならない。
- 4 職員は，出張終了後速やかに復命書を作成し，所属長の承認を得なければならない。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「様式第 1 3 号」を「様式第 1 4 号」に改める。

第 1 2 条中「様式第 1 4 号」を「様式第 1 5 号」に改める。

様式第 1 4 号を様式第 1 5 号とし，様式第 1 3 号を様式第 1 4 号とし，様式第 1 2 号の次に次の 1 様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令は、この訓令の施行日以後に出発する出張から適用し、施行日前に出発した出張については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行日の前日までに改正前の三次市立学校職員服務規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市立学校職員服務規程の相当規定によりなされたものとみなす。